

# 地域農業の持続 = 地域の持続

## 「めぐみ」あふれる農地を守る チーム河野新田

令和8年2月18日  
令和7年度農地利用最適化推進研修会  
「地域住民が力を合わせ、農地を守る集落営農法人設立」

一般社団法人かわの新田

私たちの暮らしを支える

# 河野新田の

# 豊かな「めぐみ」

## 田んぼや農村の

## いろんな役割



地域農業を守ることは  
地域や暮らしを守ること



私たちの祖先が苦労の末に築き上げ、大切に守ってきた田んぼ。田んぼや農村の役割は、私たちの大切な主食となるお米を作るだけではありません。たとえば雨水を受け止めて洪水や土砂くずれを防いだり、夏の暑さをやり下げたり、多くの生きもののすみかにもなっています。また、お祭りなどの伝統文化を守ったり、美しい風景で人の心をなめさせたりします。

田んぼや農村はいろいろな役割で私たちみんなの暮らしを支えているのです。



## 豊丘村「河野新田」

昭和50年農業構造改善事業により整備  
事業費5.6億円 整備面積75ha

# 河野新田の現状

河野新田農地 面積  
+うち自作 面積  
+うち貸借 面積

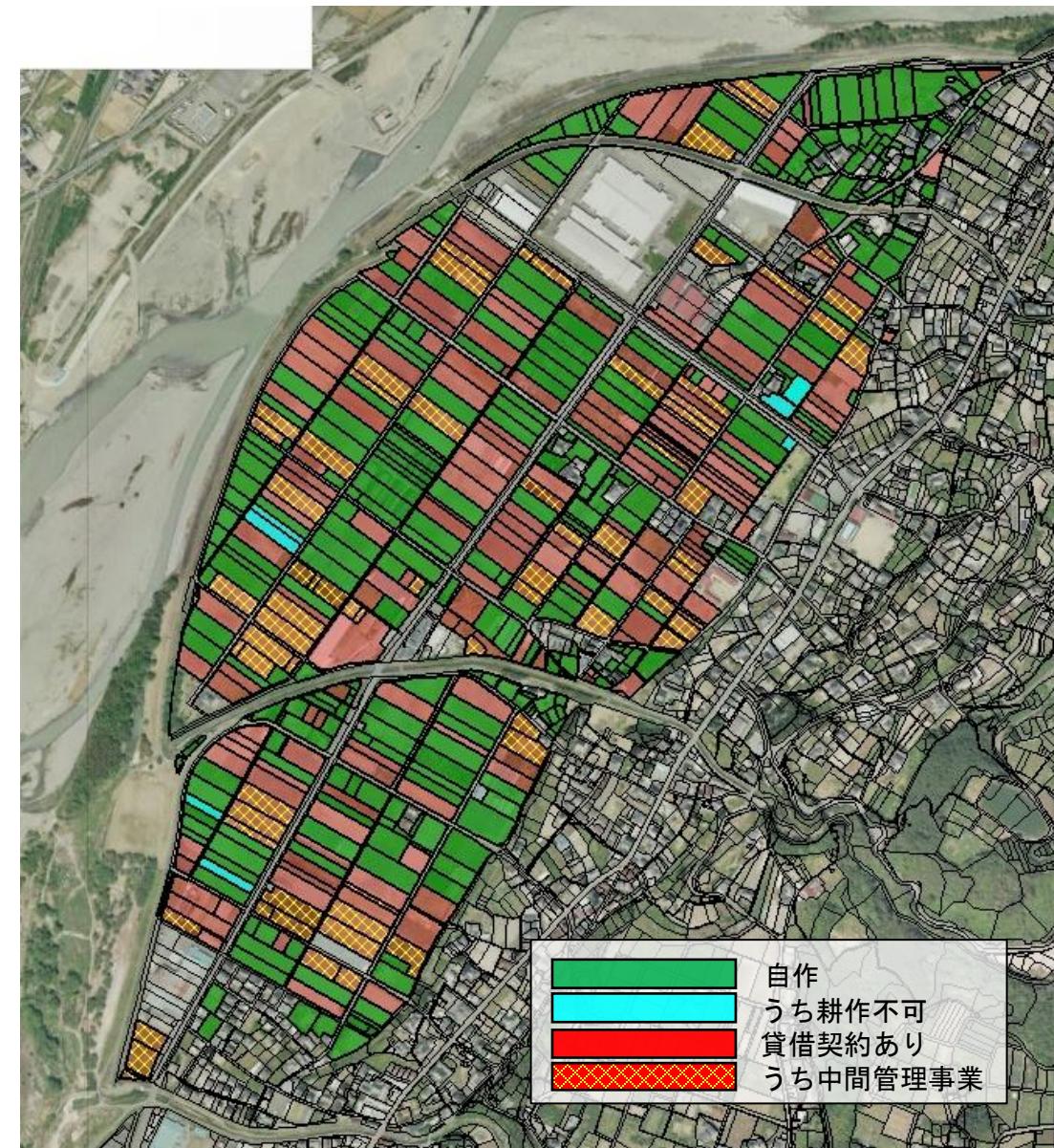
**75ha**

**38ha**

**37ha**

## 所有している農地を...

A 全て自作	84人
B 一部自作&一部を貸している	47人
C 全て自作&農地を借りている	25人
D 全て貸している	75人
E 全て貸している&農地を借りている	3人
F 一部自作&一部を貸している&農地を借りている	4人
合 計 (農地所有者合計)	<u>238人</u>
G 全て借りている (所有農地無し)	33人
総 計 (関係者合計)	<u>271人</u>

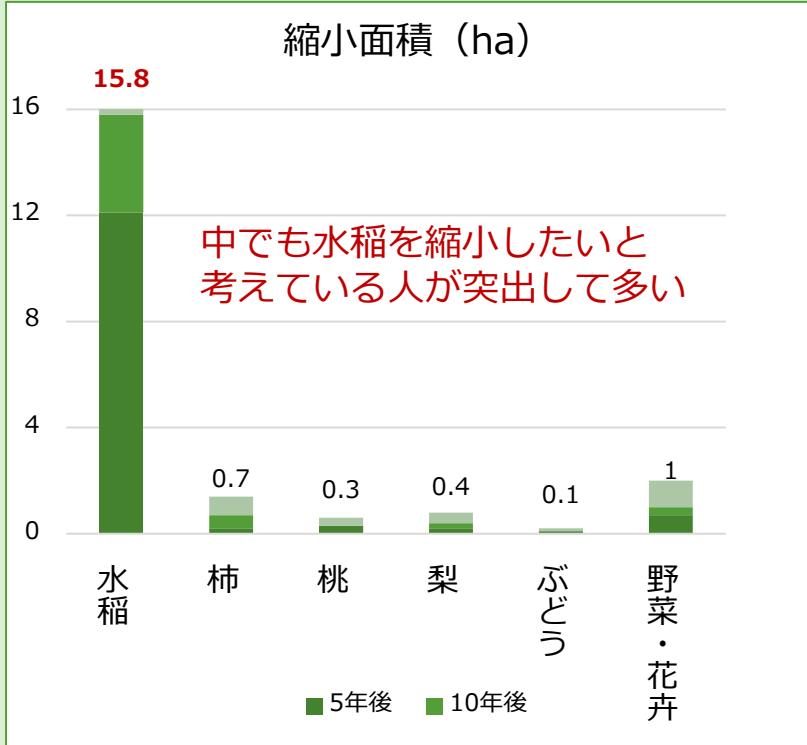


# 河野新田の課題「担い手不足」

## 【耕作者意向】 規模縮小・辞めたい

5年後人数（延べ） 20人  
10年後人数（延べ） 40人

5年後面積（合計） 13.7ha  
10年後面積（合計） **18.3ha**



## 【貸し手の意向】 貸している農地が返ってきたら？

誰かに貸したい 56人  
自分（後継者）が耕作 4人  
自分（後継者）が管理 2人

## 【耕作者の意向】 規模拡大

5年後人数（延べ） 2人  
10年後人数（延べ） **2人**

農地を貸したいが借りてくれる人がいない

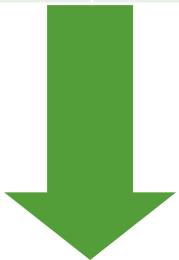
# 河野新田の課題「担い手不足」

**耕作者** 10年後 水田は最大で3割が耕作されなくなる。規模を拡大したい人はゼロ。

品目	現況面積	5年後 辞める・縮小面積		10年後 辞める・縮小面積		10年後 拡大
水田	50ha (100%)	12.1ha (24.2%)	11人	15.8ha ( <b>31.6%</b> )	22人	<b>0人</b>
畑	25ha (100%)	1.5ha ( 6.0%)	09人	2.5ha (10.0%)	18人	2人
合計	75ha (100%)	13.7ha (18.1%)	20人	18.3ha (24.4%)	40人	2人

**農地を貸している人** 農地を貸したいが、借りてくれる人がいない。

10年後まで		返された場合...		
貸し続けたい	自分・後継者が耕作	自分・後継者が耕作	誰かに貸したい	耕作しない・自分等が管理
59人	3人	4人	<b>56人</b>	2人



## 河野新田 水田 50ha

自作  
26ha  
(52%)

放棄  
1ha  
(2%)

貸借  
23ha  
(46%)



5年後24%が耕作放棄地

自作  
26ha  
(52%)

放棄  
12ha  
(24%)

貸借  
12ha  
(24%)

借りていた農家  
が地主に返す  
11ha増加



地域課題

このまま何もしないと…

農地が荒廃し、地域が荒廃する



河野新田の「めぐみ」が失われる

# 河野新田の課題「担い手不足」

## その原因は

### ①担い手不足

- 高齢化 … 担い手の54.3%が70歳以上 (村全体／農林業センサス2020)  
後継者不足 … 農家の**75.4%**に後継者がいない (村全体／農林業センサス2020)

### ②耕作条件の悪さ

- 経営耕地面積が小さい … 面積 1 ha未満が53.7% = **小規模農家が多い** (村全体／農林業センサス2020)  
賃借料の負担が大きい … **賃借料が負担**となり、意欲ある農業者が経営を拡大できない  
農産物の価格低迷 … 物価高騰も重なり、耕作意欲が低下

## その解決には

### ①担い手不足の解消

- 住民参画による担い手確保 → **地域住民の参画** (河野新田を取り巻く地域住民)  
「**多様な担い手の確保** (農業就労者、農業バイトなど)

### ②耕作条件の悪さの解消

- 経営耕地面積が小さい → **集積・集約化**、基盤整備による**大規模化、スマート農業**の導入  
賃借料の負担が大きい → **賃借料の無償化**  
農産物の価格低迷 → **機械共同利用 = 集落営農の導入**



# 集落営農法人 「地域課題を解決するための法人」

- ①担い手
  - ・①地域住民の参画による担い手法人「一般社団法人 かわの新田」
    - └ 「人材バンク」 農業アルバイトの活用
    - └ 「機械バンク」 農業者の所有機械の共同利用
    - └ 「直接経営」 空いた農地を利用し法人が経営 = 農地保全
    - └ 「作業受託」 農作業の全部又は一部を法人が安価に受託
  - ・②河野新田版「まるっと中間管理方式」
    - └ 「農地の集積」 } 「法人が地域の農地をまるっと借りる」ことによる集積・集約しやすいしくみ
    - └ 「農地の集約」 }
- ②条件  
賃借料
  - ・③農地賃借料の無償化による貸借農地の維持・拡大
    - └ 地域農業に地主（貸主）が間接的に参画
    - └ 耕作者（借主）の負担軽減による経営の維持・拡大
- 整備  
農産物
  - ・面的整備による大規模化・省力化
  - ・スマート農業を導入した省力化
  - ・農産物ブランド化による高付加価値化



河野新田の「めぐみ」あふれる農地を守る

「地域農業」の持続 = 「地域」の持続

## 河野新田 水田 50ha

自作  
26ha  
(52%)

放棄  
1ha  
(2%)

貸借  
23ha  
(46%)

5年後24%が耕作放棄地

自作  
26ha  
(52%)

放棄  
12ha  
(24%)

貸借  
12ha  
(24%)

### ①地域住民の参画



機械バンク



人材バンク

### ②河野新田版 「まるっと中間管理方式」

①担い手法人  
作業受託  
(耕作者の負担軽減)

自作  
26ha

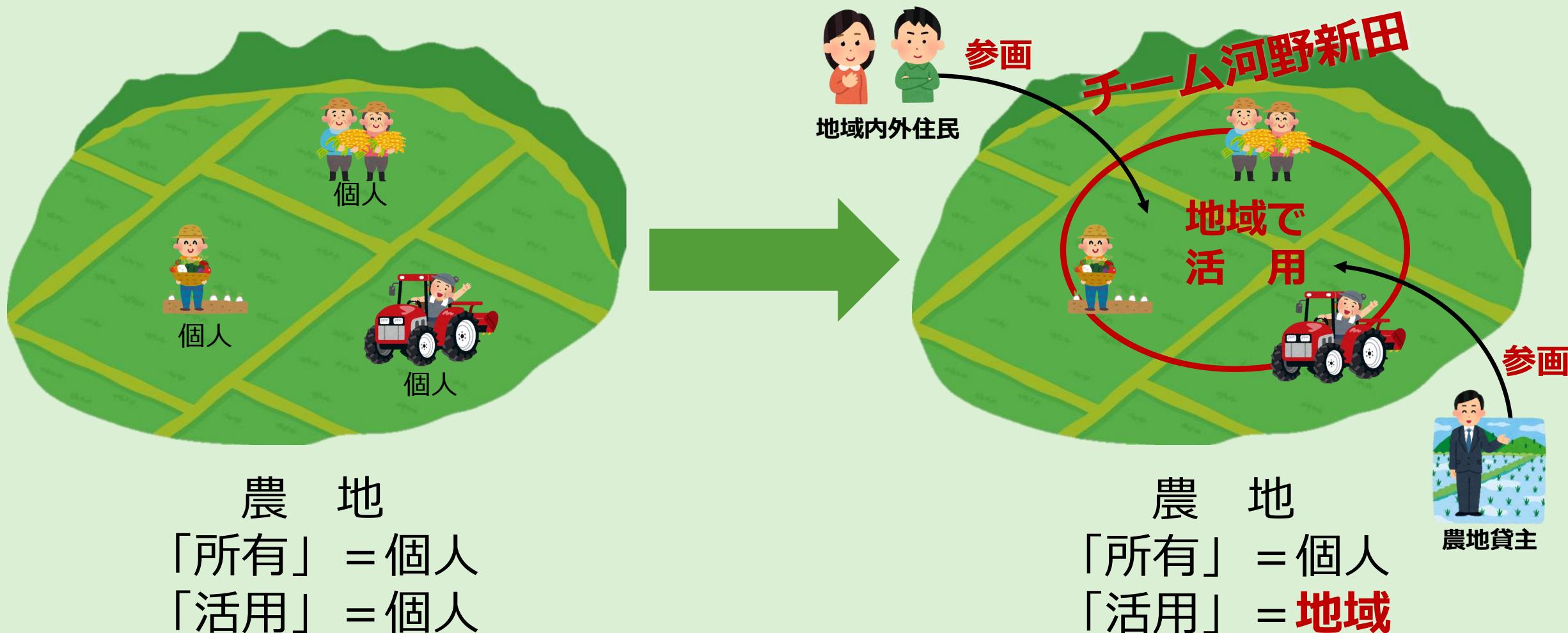
①担い手法人  
直接経営  
&  
作業受託  
4ha

③貸借料無償  
使用貸借  
(耕作者の負担軽減)

貸借  
20ha

## ①地域住民の参画

個人プレーからチームプレーに  
個の農家で解決できない問題は、  
**地域全体**で課題解決を目指す！



## ①地域住民の参画

### 賛助会員

- ▶議決権「無」
- ▶年会費「無」
- ▶加入金「無」



機械バンク（内外の地域住民）

参画

## 河野新田

### 一般正会員

- ▶議決権「有」
- ▶年会費3千円
- ▶加入金「無※」



農地所有者で自作

### 一般社団法人 かわの新田

### 準会員

- ▶議決権「無」
- ▶年会費3千円
- ▶加入金「無」



農地を有しない耕作者

参画

### 一般正会員

- ▶議決権「有」
- ▶年会費3千円
- ▶加入金「無※」



農地所有者で耕作していない

地域住民が法人に参画  
地域全体で農地を守る  
チーム河野新田

### 賛助会員

- ▶議決権「無」
- ▶年会費「無」
- ▶加入金「無」



農業バイト等

人材バンク（内外の地域住民）

### 地方公共団体正会員

- ▶議決権「全体の1/2」
- ▶年会費「無」
- ▶交付金等による法人支援

豊丘村

※設立時会員は加入金無し

# 一般社団法人かわの新田 設立経過

年月日	経過内容
R5.3.2	地域計画策定に係る河野新田地区 懇談会
R5.6.12～R5.12.26	第1～6回 地域計画河野新田地区 集落営農検討委員会
R5.6.26	河野新田地区内アンケート
R6.1.24	地域計画策定に係る河野新田地区 懇談会
R6.2.13～R6.2.25	第1～4回 地域計画策定に係る河野新田地区 地区説明会
R6.3.5	地域計画策定に係る河野新田地区 懇談会
R6.3.21～R6.12.9	第1～9回 河野新田集落営農法人 設立検討委員会
R6.4.22～R6.7.16	第1～6回 河野新田集落営農法人 設立検討委員会幹事会
R6.10.2～R6.10.15	第1～6回 河野新田集落営農法人設立に向けた地区説明会
R6.11.28	河野新田集落営農法人設立に向けた全体会
R7.1.15～R7.7.23	第1～9回 河野新田集落営農法人 設立準備委員会
R7.3.12～R7.5.29	第1～3回 河野新田集落営農法人 設立準備委員会役員会
R7.6.24～R7.6.30	第1～3回 集落営農法人「一般社団法人かわの新田」設立に係る地区説明会
R7.2.27	一般社団法人かわの新田 設立総会
R7.8.5	一般社団法人かわの新田 法人設立
合計	52回

今、動くとき

河野新田集落営農法人

一般社団法人 **かわの新田**

令和8年2月18日

令和7年度農地利用最適化推進研修会

「地域住民が力を合わせ、農地を守る集落営農法人設立」

一般社団法人 かわの新田

## 今、なぜ集落営農なのか

深刻な担い手不足

農業者の5割が**70歳以上**

農家の7割に**後継者がない**

農地の荒廃

5年後、**担い手不足**により

特に水田は**25%**が耕作されなくなる

「めぐみ」が失われる

農地が荒廃し、農地が持つ多面的機能

「めぐみ」が失われる

- ・食料供給・環境保全・国土保全・景観形成
- ・水源涵養・洪水防止・伝統文化・生物多様性

農村にとって農地の荒廃は  
**地域の荒廃**を意味する

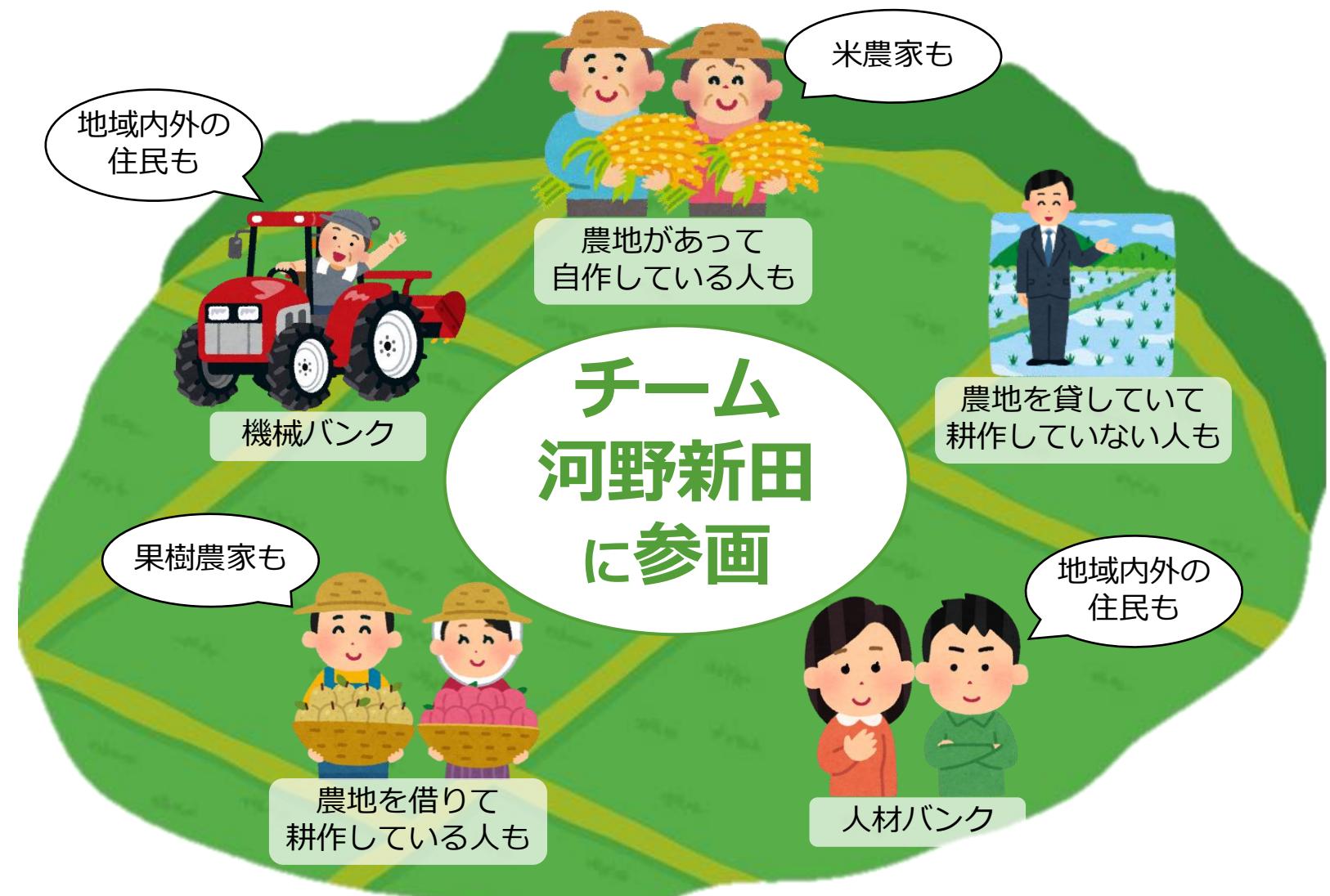
地域で守る

「地域農業」「農地」を守ることが、  
「地域」を守ること。

自分事と考え

**今、動かないと！**

## 地域住民が力を合わせ、地域で農地を守る **「チーム河野新田」**



「チーム河野新田」を具現化する  
**地域を守るために、地域の会社**

河野新田集落営農法人  
**一般社団法人かわの新田**

## 今、動くとき！ 法人設立に多くの方が賛同

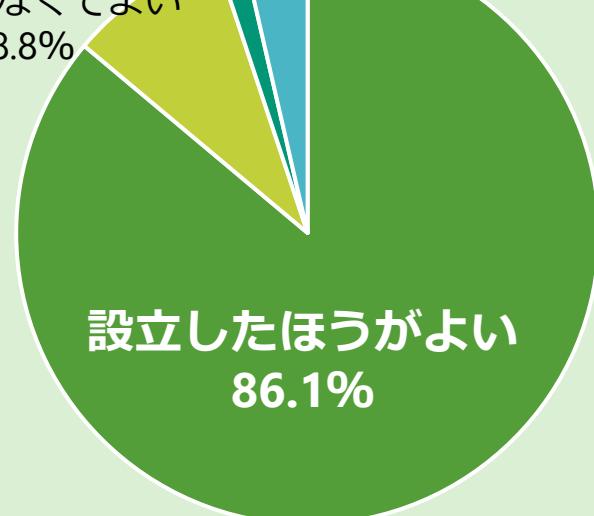
### 法人設立に関するアンケート

回答率50.2%

#### 集落営農法人の設立について

どちらでもない 1.5%

設立しなくてよい 8.8%



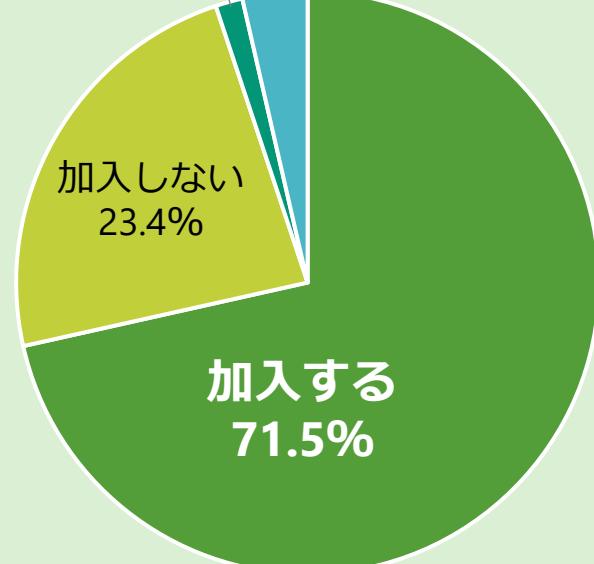
#### 集落営農法人の設立について

どちらでもない 1.5%

未回答 3.6%

加入しない 23.4%

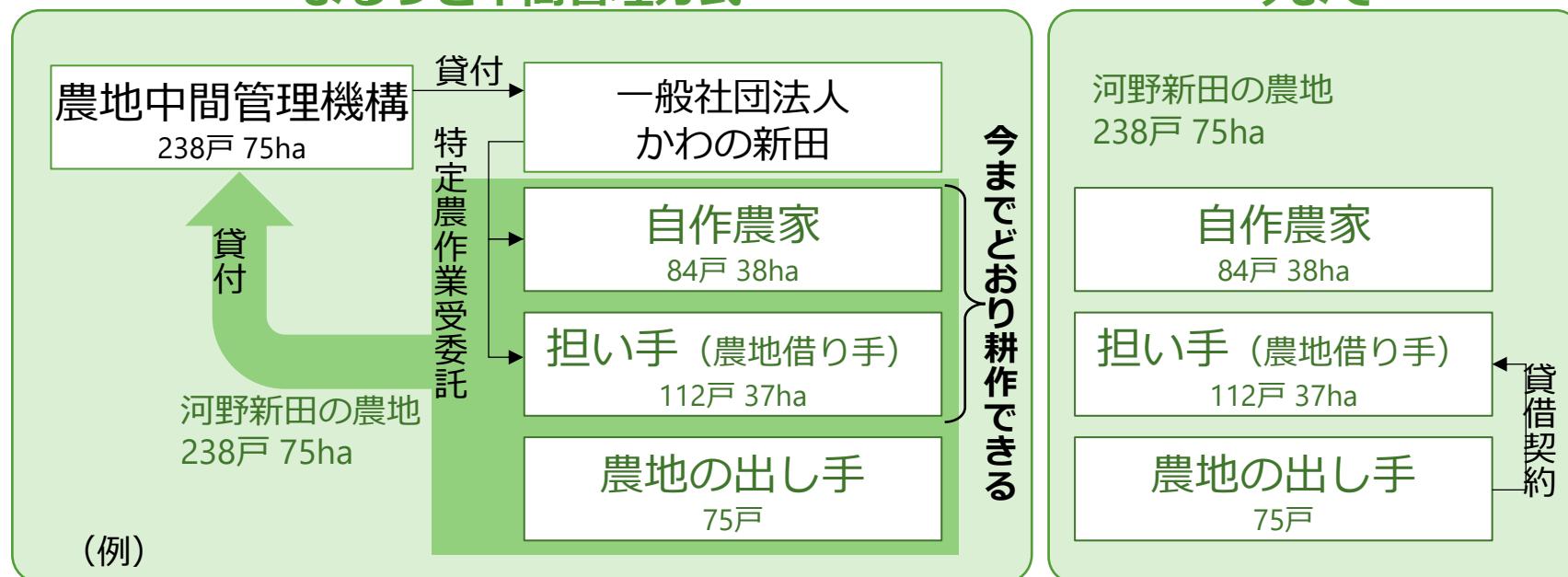
加入する  
71.5%



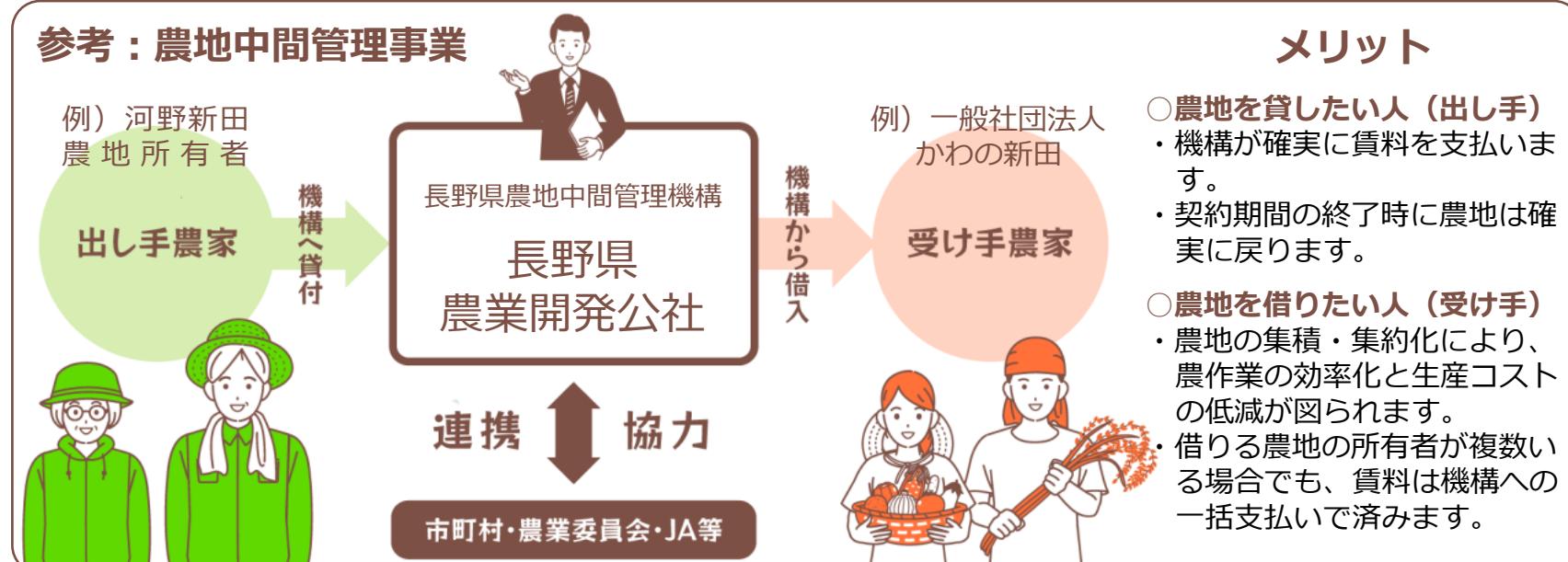
## 一般社団法人 かわの新田を動かす仕組み 「まるっと中間管理方式」

- I 営農と農地の利用調整を担う**集落営農法人=一般社団法人を設立**
- II 農地中間管理機構を通じて**河野新田の農地を一般社団法人に貸付**
- III 自作者や借り手は**特定農作業受委託**により**今までどおり耕作**

### まるっと中間管理方式

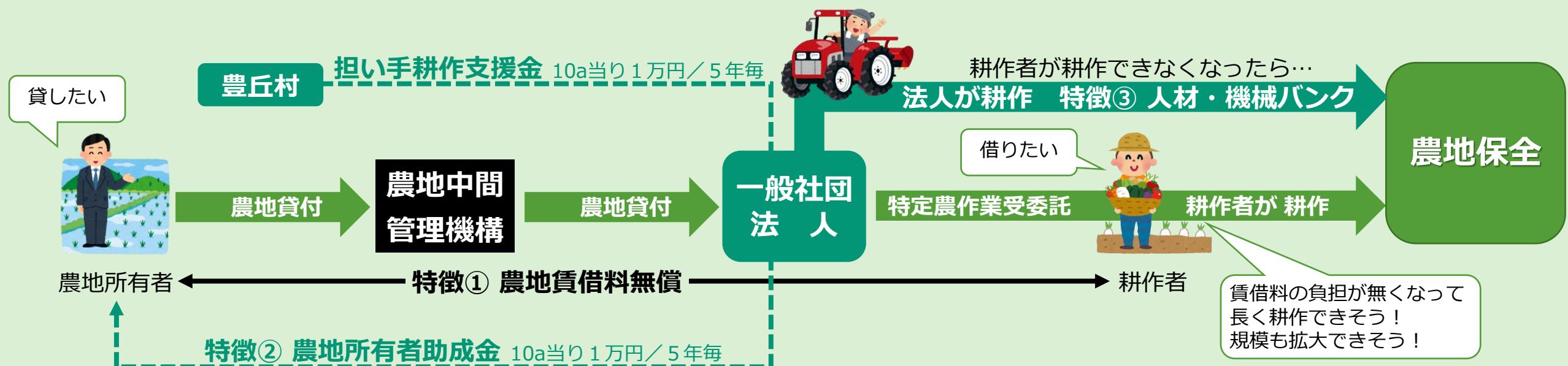


### 参考：農地中間管理事業

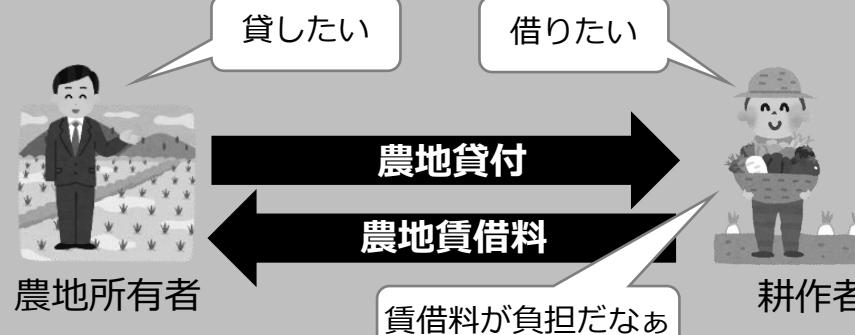


## 「河野新田版」まるっと中間管理方式の3つの特徴

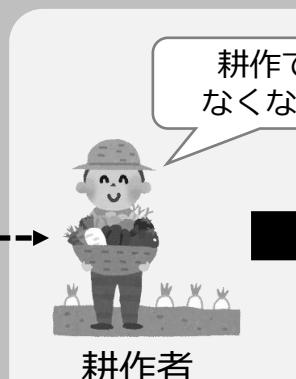
**まるっと中間管理方式 + 特徴② 農地所有者助成金 = 河野新田版まるっと  
特徴③ 人材・機械バンク**



今まででは…



数年後…  
耕作できなくなつた

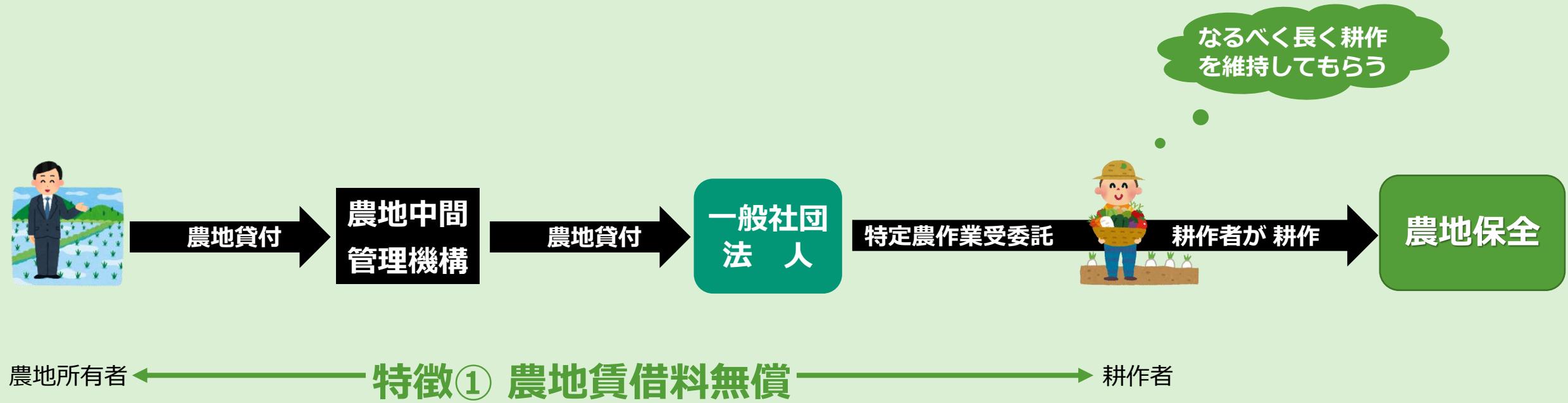


この状況を止めなければ  
地域は守れない！

担い手がない

農地荒廃

## ■ 特徴① 農地賃借料の無償化



### (法人設立準備会での検討経過)

#### 検討経過 1 今までどおり

- ・農地貸主は賃借料を収入  
↑  
農地借主は賃借料を負担
- ・農地借主の負担が大きい



地域農業へ  
参画無し

農地貸主

#### 検討経過 2 「共益型」

- ・農地の草刈りは農地所有者が行う⇒農地を耕作していない人も自らが行う
- ・自ら行うことが難しい人は「草刈管理料 12,000円/10a」を支払う
- ・農地貸主の負担が増加

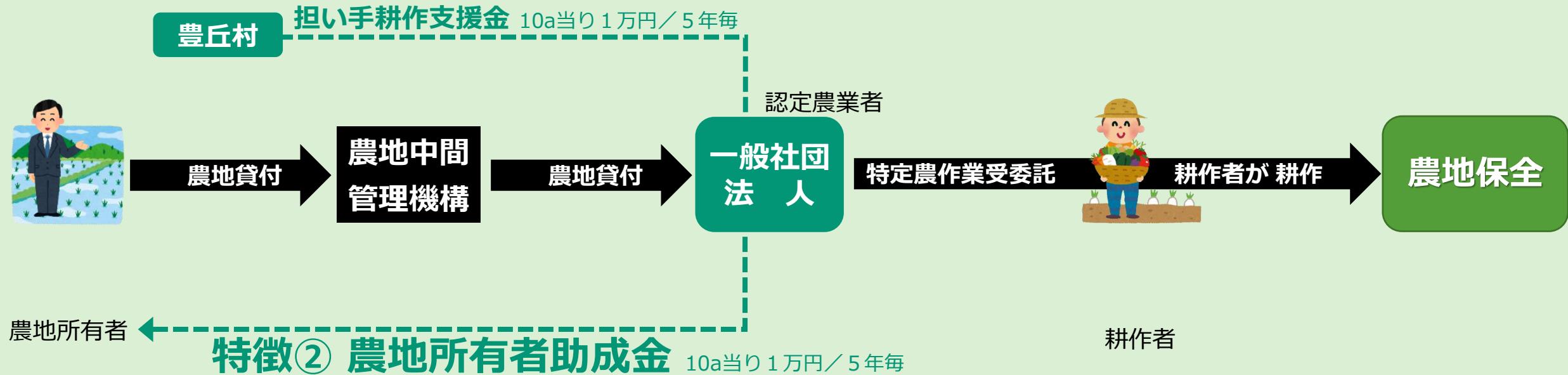
地域農業へ  
直接的に参画

#### 検討経過 3 「賃借料無償化」を採用

- ・農地の賃借料を無償とする
- ・農地の借主は、賃借料の負担がなくなり、耕作維持・規模拡大が期待できる
- ・農地貸主は間接的に地域農業に参画  
⇒農地保全の一翼を担う

地域農業へ  
間接的に参画

## ■ 特徴② 農地所有者助成金



- ・農地賃借料の無償化により、農地所有者への賃借料収入が無くなることに対処するため、一般社団法人に交付される村の「担い手耕作支援金」を原資に、法人から農地所有者へ「農地所有者助成金」を交付します。
- ・「担い手耕作支援金」は認定農業者が農地を借りることを支援する村の制度で、**5年毎に1万円／10a**が交付されます。 「農地所有者助成金」も同様の算定方式としますので、これを**1年に換算すると2千円**となります。河野新田の水田の固定資産税が2千円弱／10aですので、**固定資産税相当額が補填**されることになります。

## ■ 特徴③ 人材・機械バンク



農地所有者

農地貸付

農地中間  
管理機構

農地貸付

一般社団  
法 人

特徴③ 人材・機械バンク

法人が耕作

農地保全



耕作者が 耕作

耕作者

地域内外から農作業を請け負つ  
てくれる人を登録

この時期なら  
草刈りできるよ



機械の運転も  
できるよ

土日に作業  
できますよ

地域内外から所有している機械  
を貸してくれる人を登録

この時期に  
トラクター  
出せるよ



自分の田植えが  
終わったらOK

法人の重要な取組  
「スマールスタート」「人材・機械バンク」

### STEP 1 スマールスタート「助走期間」

法人スタート1~3年 「まるっと」「集落営農」を落とし込む

- └ 耕作できる人は、耕作を維持してもらう
  - └ 法人は、耕作者がいない農地を保全管理
  - └ 法人は農業用機械を所有しない
  - └ 「機械バンク」「人材バンク」を導入
  - └ 村と連携して担い手を育成（地域おこし協力隊）
- 当面、法人は大きな  
経営をしない

### STEP 2 スマールステップ

法人スタート4~5年 「集落営農」の運用を拡大する

- └ 法人は耕作者がいない農地の拡大に対応
- └ 果樹農地の保全管理にも対応を拡大
- └ 法人は「機械バンク」「人材バンク」の活用を拡大

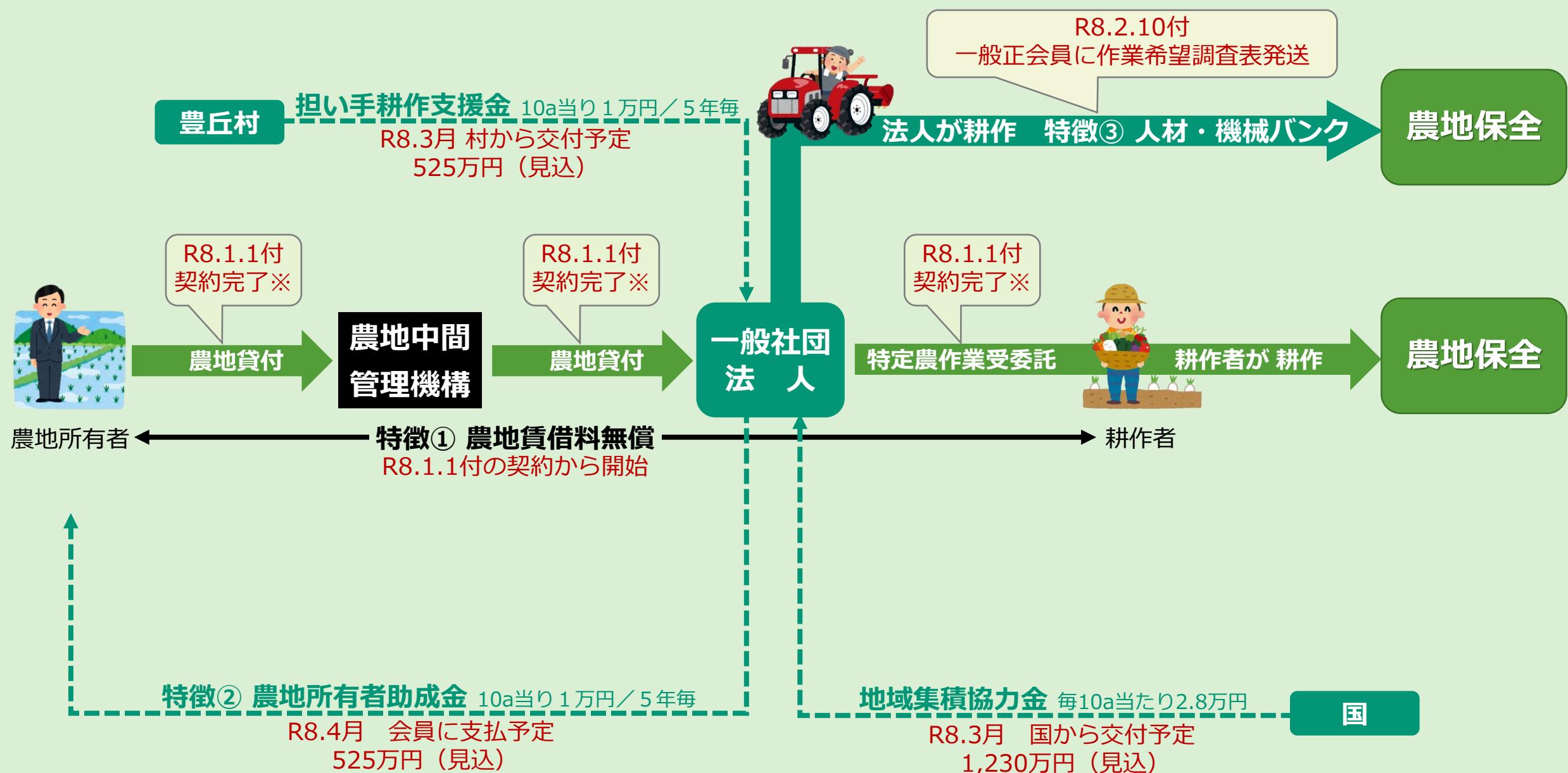
人材バンク

機械バンク

法人からの依頼で農作業を行い、  
法人からその対価が支払われます

## ■ 「河野新田版」まるっと中間管理方式 【現在の状況】

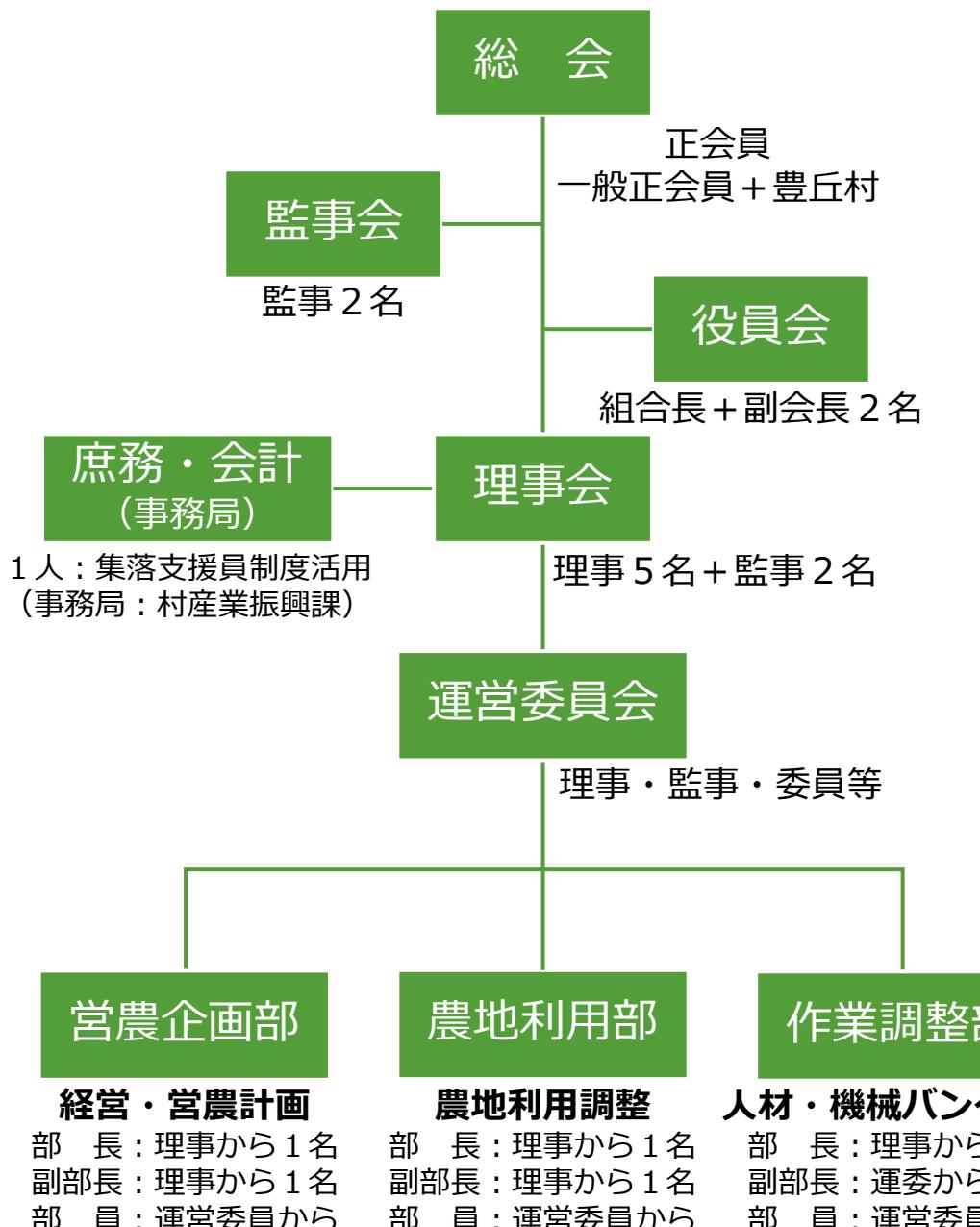
**まるっと中間管理方式 + 特徴① 農地賃借料無償化  
特徴② 農地所有者助成金 = 河野新田版まるっと  
特徴③ 人材・機械バンク**



## ■ 法人名称「一般社団法人かわの新田」

河野新田集落営農法人の名称につきましては、多くの皆さまに親しみやすく、愛着を持っていただけ  
るよう、公募等を行う中で、法人設立準備委員会において「一般社団法人かわの新田」としました。

### ■ 組織図



### ■ 会員構成

会員	要件	加入金	年会費	議決権
一般正会員	河野新田に土地を所有し法人の目的に賛同する個人・団体	5~10万円※	3,000円	1名に1個
地方公共団体正会員	豊丘村	無し	無し	一般正会員の議決権の合計に1を加えた個数
準会員	河野新田に土地を借り、法人の目的に賛同する個人・団体	無し	3,000円	無し
賛助会員	法人の事業を賛助する個人・団体	無し	無し	無し

※加入金は法人設立時までに加入した者については免除する。

※加入金額は法人設立時までの加入状況等を考慮し、総会で決定する。

令和8年2月1日現在

一般正会員	159人
準会員	023人
集積面積	約53ha

## ■ 収支計画

法人加入率 60% で試算  
(単位:千円)

収入	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年会費	0	488	488	488	488
米販売収入	0	1,550	2,325	3,100	4,650
受託作業料	0	0	0	2,866	2,865
村集落営農設立支援補助金	2,250	R 7 村予算化済	—	—	—
村農業法人化補助金	500		—	—	—
村担い手耕作支援金	4,500		—	—	—
国地域集積協力金	9,300		—	—	—
国集約化奨励金	0	—	—	—	—
土地賃借料	0	0	0	0	0
合計	16,550	2,038	2,813	6,454	8,003

支出	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
保全管理面積(直接経営)	0.0ha	1.0ha	1.5ha	2.0ha	3.0ha
└ 水田生産費	0	954	1,430	1,485	2,228
└ 作業委託料	0	479	718	870	1,304
作業受託面積	0.0ha	0.0ha	0.0ha	2.0ha	2.0ha
└ 水田生産費	0	0	0	1,907	1,907
└ 作業委託料	0	0	0	958	958
機械購入費	0	0	0	0	0
役員手当(7人)	0	350	350	350	350
農地所有者助成金	4,500	0	0	0	0
その他経費	0	100	100	100	100
合計	4,500	1,882	2,598	5,670	6,847

収支	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
単年度収支	12,050	156	215	784	1,156
収支	12,050	12,206	12,421	13,205	14,361

### 国 地域集積協力金

農地中間管理機構を活用して、  
担い手への農地集積に取り組む地  
域に交付されます。

- **交付単価 (10a当たり)**  
機構活用率 60%超 2.8万円  
80%超 3.4万円

河野新田は、法人への農地集積  
により、**法人加入率 (機構活用  
率) 60%**で**930万円**を見込みます。  
なお、この制度は令和7年度末を  
もって終了するとされています。

### 国 集約化奨励金

農地中間管理機構からの転貸を  
通じて、農地の集約化に取組む地  
域に交付されます。

- **交付単価 (10a当たり)**  
新たに集約化された増加率  
10ポイント以上増 1.0万円  
20ポイント以上増 3.0万円

河野新田は、法人への農地集約  
により**1,350万円**を見込んでいまし  
たが、「法人から農家に特定農作  
業受委託することは交付対象にな  
らない」との国の指導により、**交  
付されない見込み**となっています。

### 加入金・年会費

加入金は5~10万円とします。  
ただし、法人設立時までに加入され  
た場合は免除となります。これは、  
設立時の法人への加入面積が国地域  
集積協力金の算定に用いられるため、  
加入することで国から大きな額の協  
力金が交付されるためです。

年会費は法人運営に最低限必要な  
役員手当や事務費等に充当します。

### 農業用機械を持たない

法人設立初期は「機械バンク」の  
活用により、農業用機械を購入せず、  
初期投資を抑えます。

合わせて「人材バンク」の活用に  
より、専任職員を雇用せず人件費を  
抑制させ、「スマールスタート」に  
よる健全な経営を図ります。

### 事業の中心は保全管理

農地の保全管理を事業の中心とし  
ます。法人設立後3年目までは、耕  
作者の不在が見込まれる水田1.0~  
1.5haの保全(法人が直接耕作)を行  
います。

設立後4年目以降において、水田  
に加え、果樹を含めた規模の拡大を  
検討していきます。

### 非営利型法人

定款の定めにより非営利性を徹底  
(第44条、第47条など) することで  
「非営利型」の一般社団法人とし、  
法人税法上、公営法人等にして取  
り扱われ、収益事業のみが課税対象  
となります。

## ■今後のスケジュール

設立準備～設立

1年目～

令和7年 6月 地区説明会

法人入会受付開始【加入率目標60%以上】

7月 法人設立総会

8月 法人設立【8月1日】

～10月 現在の貸借契約解約手続き

中間管理機構契約手続き

農作業受委託契約手続き

人材バンク・機械バンク募集

令和8年 1月 中間管理機構農地貸借開始

事業開始「スマールスタート」 直接経営1ha程度（水田）

└法人による農地保全管理（耕作者不在農地を耕作）

└自作者も耕作者もこれまでどおり耕作

3月 「地域集積協力金」「村各種交付金」受け取り

令和11年 1月 事業拡大「スマールステップ」 直接経営2ha程度 作業受託2ha程度  
(水田・果樹)

今、動くとき

「地域を守る、地域の会社」  
一般社団法人かわの新田

8月1日設立

## 一般社団法人かわの新田 定款（抜粋）1/2

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人かわの新田と称する。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長野県下伊那郡豊丘村河野新田地区（以下、「河野新田地区」という。）の農地利用の最適化と担い手の確保育成を通じて、会員の相互の支援、交流等、会員に共通する利益を増進させる活動に取り組むことにより、河野新田地区の農業の持続と「めぐみ」あふれる農地を守り、地域を永続させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 長野県農地中間管理機構からの農地借り受け事業
- (2) 農地、農業用施設等の地域資源の保全と質的向上を図る事業
- (3) 農業経営事業
- (4) 特定農作業受委託事業
- (5) 農業機械、施設の貸付事業
- (6) 多面的機能支払交付金事業
- (7) 農業経営体及び担い手確保育成事業
- (8) 鳥獣害対策にかかる事業
- (9) 魅力ある地域づくり事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (11) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

① 一般正会員

河野新田地区内の農地につき所有権を有する者で、この法人の目的に賛同した個人又は団体

② 地方公共団体正会員

豊丘村

(2) 準会員

河野新田地区内の農地につき使用収益権を有する者で、この法人の目的に賛同した個人又は団体

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納めなければならぬ。ただし、地方公共団体会員についてはこの限りでない。

### 第4章 総会

(総会)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するものとし、この総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、第5条第1項第1号①の一般正会員においては1名につき1個とし、同条同項同号②の地方公共団体正会員においては、一般正会員の議決権の合計に1を加えた個数とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 次の決議は、前項の規定にかかわらず、正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 監事の解任

(4) 解散

(5) 合併

(6) 事業の全部または一部の譲渡

(7) その他法令で定める事項

# 一般社団法人 かわの新田

## 一般社団法人かわの新田 定款（抜粋）2/2

### 第5章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、**1名を代表理事**とし、**代表理事をもって組合長**とする。また、9名以内を一般法人法第91条第2項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により選任する。

3 前項により選任された業務執行理事の中から**理事会の決議により副組合長を選任**する。ただし、**副組合長は2名以内**とする。

(役員の任期)

第26条 **理事の任期**は、選任後**2年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 **監事の任期**は、選任後**2年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、**理事会を置く**。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

### 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、**毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる**。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日まで

に代表理事が作成し、理事会の承認を経て総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、定時総会において承認を得るものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 **この法人は、剰余金の分配をすることはできない。**

### 第10章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会における総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 **この法人が清算する場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。**

### 第13章 附則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の設立当初の事業年度は、第41条にかかわらず、この法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 滝川利秋 松村年貴 小澤悦子 春日健司 代田 正

設立時代表理事 滝川利秋

設立時監事 市澤和宏 伊藤俊彦

**ご清聴ありがとうございました**